

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	環境省
----	---	------	-----

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地球温暖化対策税）
------	--

要望項目名	地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化
-------	---------------------

要望内容（概要）
 環境省は、これまでも低炭素化社会の実現のため、CO2に着目した課税が効果的であるとの基本的考え方の下、新税の創設を要望してきた。今般、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという新しい目標が表明され、あらゆる政策を総動員して実現を目指していかなければならない中、下記「骨子案」のような地球温暖化対策税の平成22年度からの導入を図る。

地球温暖化対策税は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、

- ・ 課税によるCO2削減に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO2削減への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる
- ・ 家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野でCO2排出削減効果を期待できる

ことから、25%削減のための最重要な政策手段の一つである。

地球温暖化対策税の骨子

【課税対象】

原則として、ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、重油、灯油、航空機燃料といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める

【税率】

全体としてCO2削減効果、地球温暖化対策に必要な所要財源を勘案しつつ、税率を設定
 各化石燃料間で極力CO2排出量に応じた税負担に近づけることを旨としつつ、各化石燃料の担税力や他の主要国の課税の状況、国際的な税負担のバランスも勘案
 各化石燃料ごとに、環境関連税制として従来から位置付けられ、事実上CO2削減効果を発揮している既存税制の負担も視野に入れつつ検討

【課税の段階、納税義務者】

家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、原則として原油・石炭等の輸入者・採取者に課税（現行の石油石炭税の徴税システムを活用）
 自動車燃料については、

- ・ 他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
- ・ 国内排出量取引制度で直接にカバーされない運輸部門の多くの部分にはCO2削減効果が働かないことから、これに加えて、他の化石燃料より高い負担を求める（現行の揮発油税等の徴税システムを活用した上乘せ課税）

【既存税制との関係等】

自動車の車体課税については、一層の制度のグリーン化を検討
 現行の石油石炭税における原油と石炭、天然ガスの税率格差については、新たな地球温暖化対策税と合わせた全体の負担を均衡化することを検討
 次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引に参加している事業者の負担の軽減措置を検討
 国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、まずは、使途となる歳出・減税で対応した上で、個別に減免の必要性を検討
 現行石油石炭税において減免対象となっている以下の分野については、減免の必要性を検討

- ・ 製品原料としての化石燃料
- ・ 鉄鋼製造用の石炭・コークス
- ・ 農林漁業用A重油

関係条文	<p>【使途】</p> <p>CO2 削減等に効果のある地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない 例えば、チャレンジ25プロジェクトをはじめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・革新的技術開発と既存先進技術の普及 ・太陽光発電、バイオマスなど新エネルギー対策 ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ・住宅・設備・機器等の省CO2化 ・建築物・設備・機器等の省CO2化 ・集約型・低炭素型都市構造の実現 ・低炭素型交通システムの構築 ・次世代自動車の導入促進 ・森林吸収源対策 ・地方、国民の取組の支援 ・国内対策を補う海外クレジットの取得 <p>これらの施策を通じて、国際的な低炭素社会への流れに一早く対応した経済構造を形成し、経済に好影響を与える</p>								
要望理由	<p>国連気候変動首脳会合（平成21年9月22日）において、鳩山総理大臣より、温室効果ガス排出量の削減目標として2020年までに1990年比で25%削減をめざす旨表明したところであり、この新しい目標を実現させるため、本要望に係る措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、地球温暖化対策税は、二酸化炭素を排出するすべての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができ、規制等他の施策と比較して、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れており、かつ、欧州主要国においては既に同様の税制が導入され、温室効果ガス排出量の削減効果が現れていることから、本要望に係る措置を講ずることが適当である。</p>								
減収見込額	<p>(初年度) (平年度) (単位：百万円)</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">地方税以外の措置</td> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">既存</td> <td style="width: 60%; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 </td> <td style="width: 20%; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">22年度の望</td> <td style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 </td> <td style="padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 </td> </tr> </table>	地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 		22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 						
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 						
過去の要望経緯	平成17～21年度税制改正要望において、要望を提出。								
本要望に対応する縮減案									